

別表（第3条関係）

番号	補助対象項目 (防犯対策用品)	定義・要件等
1	迷惑電話対策機能付き固定電話	電話着信時に通話内容を録音することを自動で相手に伝える「事前予告機能」及び「通話録音機能」がある固定電話機又は固定電話に接続して用いる通話録音装置
2	家庭用防犯カメラ	犯罪の抑止を目的として、住宅の敷地内（屋外のみ）に設置し、敷地内の様子を映像で記録する機能を備え、確認ができるカメラ
3	カメラ付き家庭用インターホン	屋外に固定して設置し、訪問者の姿を屋内から確認し、会話できるもの
4	センサーライト (センサーアラーム)	犯罪の抑止を目的として住宅の敷地内に設置し、赤外線、熱、光、磁力等に反応し、一定時間点灯又は鳴動する機能を有するもの
5	防犯フィルム	不法侵入等の防止を目的として、窓ガラスを割れにくくするために貼り付けるもの
6	防犯砂利	不法侵入等の防止を目的として、敷地内に散布することにより、踏むと鳴動するもの
7	その他市長が適当と認めたもの	上記以外のもので、事前相談が必要